

福祉医療給付制度の改善をすすめる会からのアンケート 阿部守一氏の回答

■国の国保減額措置と、国の制度として子ども医療費無料化を実施することについて

(私たちの考え) 国は窓口無料(現物給付)制度を採用している市町村に対して、不当にも国民健康保険の国庫負担を削減しています。今年度から未就学児までの減額措置は廃止されましたが、私たちは、この減額措置は全廃すべきであり、県として国に対し全廃を要望すべきと考えています。

また、子ども医療費無料化は本来国の制度として全国一律に実施することを国に要望すべきと考えています。

問1 国が、福祉医療制度の窓口無料化(現物給付)を実施している市町村に、国保への国庫負担金を減額していることに対し、国に減額措置の全廃を要望することについて、

賛成

反対

その他

(理由・意見)

子ども医療費無料化に伴う国保減額調整措置については、長野県として、これまでも年齢に関係なく廃止することを国に対して求めています。私としては、引き続き強く働きかけていくべきものと考えております。

(記入者 阿部守一)

問2 子ども医療費無料化は国の制度として全国一律に実施すべきことを国に要望することについて

賛成

反対

その他

(理由・意見)

子どもの医療費支援については、国の社会保障政策の中に位置づけ、国の責任で措置されるべきものと考えており、長野県としても様々な機会を捉えて国による助成金制度の創設を提案しているところです。今後も強く働きかけてまいります。

(記入者 阿部守一)

■県の助成対象年齢について

(私たちの考え) 長野県下では、8月からすべての市町村が中学卒業まで現物給付を実施しますが、県の医療費助成の対象は、通院は「就学前」のままです。私たちは、長野県が通院の助成対象を中学卒業まで予算化すべきだと考えています。

問3 長野県として通院の医療費助成の対象年齢を中学卒業まで予算化し拡大することについて

賛成

反対

その他

(理由・意見)

現在、県内の全市町村のご協力により、通院・入院とも中学卒業までの医療費助成が既に実施されているところです。このため、長野県として、単純に通院に係る医療費助成の対象年齢を中学卒業まで拡大したとしても、市町村への財政支援にとどまりご家庭の負担軽減にはつながりません。

したがって、子ども医療費の助成対象拡大という点だけでなく、子育て世帯に対する支援を総合的に充実する観点で、施策を講じてまいります。

(記入者 阿部守一)

■「自己負担金」をもとめる現物給付について

(私たちの考え) 8月からの中学卒業までの現物給付化は大きな前進であると受け止めていますが、1レセプト当たり500円を上限とした自己負担金は、経済的な困難を抱える県下の子育て世帯にとって重い負担となり必要な受診を抑制するものです。私たちは、子育て世帯が本当に安心して医療にかかるためには、自己負担金を廃止し完全無料化に踏み出すべきであると考えます。

問4 長野県が全県下窓口完全無料化とすることについて

賛成

反対

その他

(理由・意見)

福祉医療制度は県民福祉の向上に寄与するとともに、将来にわたって持続可能な制度として構築すべきと考えています。

長野県の子ども医療助成制度は子育ての観点から対象世帯の所得の多寡にかかわらず助成対象としていることから、単なる自己負担金の廃止は、所得の高い世帯を含め広く県民の税金で負担することとなり、慎重に考えなければなりません。低所得者への支援策としては、奨学金制度など他の施策の充実を図ってまいります。

■県としての障がい者も含めた制度全体の現物給付化と給付事業の拡充について

(私たちの考え) 私たちは、福祉医療給付の現物給付化は障がい者も含む制度全体を対象とすることが必要であり、所得水準が低く医療機関への定期通院が欠かせない障がい者にとって、福祉医療の現物給付化は安心して生活していく保障であると考えます。また、精神障がい者に対する給付事業は、身体・知的障害者の給付と比べ助成対象の等級範囲が狭く、助成内容は通院のみに限られています。精神障がい者も身体・知的障害と同等の助成にすべきと考えます。

問5 長野県が障がい者も含め福祉医療給付制度全体を現物給付とすることについて、

賛成

反対

その他

(理由・意見)

障がい者に対する医療費助成への現物給付方式導入は、健康保険組合の付加給付の停止や国保減額調整措置による国庫負担金減少額の拡大など、障がい者の実際の負担額は変わらないにもかかわらず多額な公費負担が生じることとなります。

そのため、まずは、健康保険組合における付加給付の停止や国保の減額調整措置を撤廃するよう国に対して制度の見直しを求めてまいります。

(記入者 阿部守一)

問6 精神障がい者に対する給付事業を身体・知的障がい者と同等とすることについて

賛成

反対

その他

(理由・意見)

障がい者も含めた医療費助成制度について、国が責任をもって構築するよう引き続き強く求めてまいります。精神障がい者に対する県独自の医療費助成の支援については、順次拡大をしてくれているところであり、今後も持続可能で安定的な制度となるよう留意しつつも公平公正の観点からそのあり方について検討してまいります。

(記入者 阿部守一)